

第3号議案

平成24年度の事業計画(案)

基本方針

東日本大震災から1年が経過したが、被害は余りにも大きく、国・地方自治体や漁業関係者の努力にも拘わらず、復旧復興には、なお、相当の日時を要しよう。

遠洋トロール漁業を巡る国内外の情勢も困難は続く。海洋水産資源の衰退傾向、漁場環境の悪化、市場価格の低迷、国際環境団体による反漁業運動の拡大等々の困難は、来るべき平成24年度の事業にも早急な改善は望むべきも無く、概ね従前通りの厳しい展開となると予想される。

しかし、その一方、世界的には健康志向から水産物需要は益々高まる傾向にある中で、中国・インド等の多くの国でも水産物需要はいよいよ高まり、遠洋漁業再生への機会が生まれ、そこには、当協会の新しい使命が生じつつある。NAFO 水域への出漁の再開は、その一歩として是非早期の実現にこぎ着けたいと考えている。

また、震災復興の中にも、当協会の取り組むべき事業が目覚め始めている。当協会員の被災船の復旧復興に向けた取り組みについては、現在、国・県などの支援を受けて新船建造を計画中である。将来を見据えたトロール漁船とすべく、また、この機会を遠洋トロール業界再生のみならず、我が国漁船漁業再構築の第一歩として捕らえるための努力を傾注する。

加えて、従前通り、我が国遠洋トロール漁業の維持・再生・発展に不可欠な国際競争力強化のために必要な規制緩和と関係法令の改正などには、引き続き積極的に取り組んで行く。更に、既存及び新規の国際条約水域への取り組みやインド洋公海水域など新規漁場開発や未利用水産資源開発を積極的に図り、遠洋トロール漁業の経営改善を推進すると共に、引き続き我が国民へ安全安心な水産物を安定的に供給する責務を果たす。

また、公益法人改革による公益性のある「一般社団法人 日本トロール底魚協会」を6月に内閣府へ申請することとする。

I. 国際対策事業

(1) 北方トロール漁業

① 天皇海山水域については、2009年に実施した11月と12月の禁漁の効果があつたのか、漁模様は幾分向上しているようである。引き続き資源の保存管理に積極的に取り組み各船の安定維持操業に努める。また、当該水域をカバーする「北太平洋公海漁業管理機関」の条約は未だ発効していないが、我が国は、来年度の通常国会にかける予定であり、4ヶ国目が批准してから180日後に正式に発効するので、来年末に発効する可能性があると思われる。

② ベーリング公海スケトウ操業の再開に向けて関係国会議に参加すると共に科学者専門家会議を支援し、スケトウ操業の再開に努める。

(2) 南方トロール漁業

① NAFO(北西大西洋)については、本年欧州から漁船を購入し日本国籍化した後に漁船登録を行い、3年越しに操業を再開する予定である。現在、国交省と日本国籍化に向けて作業を取り進めている所である。尚、CCAMLR(南氷洋)・SEAFO(南東大西洋)等の公海操業については、引き続き多国間協議や国際会議に積極的に参画し、我が国漁船の安定した漁場の維持拡大を図ることとする。また、南インド洋については、6月21日に新条約が正式に発効する事になったので、我が国も条約に加盟するよう関係省庁へ働きかけを行い、我が国漁船の安定操業に努める事とする。

② ニュージーランド・北米・南米諸国との合弁企業による事業については、昨年に引き続き本年度も、相手国の政府関係者及び業界関係者との意志疎通を図り、事業の維持存続に努める。

(3) その他、遠洋底魚漁業再構築と漁場開発等の為に必要な措置

① 政府間漁業協議・多数国間会議・民間協議への参加及び新規漁場開発・合弁事業推進のためのミッション派遣を行う。

② 関係国との意志の疎通や交流を図るため、関係官庁や海外漁業協力財団等の協力を得て、外国の関係者の日本への招請・我が国の調査団・専門家・技術者の派遣を行う。

③ 従前同様関係会員を中心に必要に応じ欧米諸国等へミッションを派遣するなどして、最先端のトロール漁業の実情及び新技術開発等の視察を行い、遠洋トロール漁業再構築の一助とする。

④ 公海域での漁業活動については、我が国遠洋トロール漁業に影響を及ぼさな

いよう、本会としても昨年に引き続き、必要に応じ ICFA(国際水産団体連合)や FAO(国連食糧農業機関)・国連等の国際機関への働きかけを官民共に行い、不当な反漁業活動の阻止に努めることとする。

II. 国内事業

(1)当協会は、公益法人改革による「公益性のある一般社団法人」として、新定款など必要関係書類を6月に内閣府へ申請する予定であるが、事業年度が4月から3月であることから、旧法人の解散と新法人の登記は来年4月1日に行うこととする。

(2)昨年の東日本大震災に伴う津波により、会員会社である開洋漁業が「第5天州丸」(国際トン数901トン)を失った。その代船建造を進めているが、当協会は、事業主体として、更に、復興過程におけるリスクを回避する「がんばる漁業復興支援事業」によって、国の補助を受けて3年間の操業を安定させる取り組みを行う。最新のシステムと機器類を搭載し、安全性が高く、安心高度な衛生基準を満たし、環境保全対策・労働環境の改善など省エネ・省コストの経済効率性の高い将来展望の描けるトロール船の新船建造の実現を支援し、遠洋トロール漁業の再構築のみならず、我が国の漁船漁業の再構築の礎となるよう期待している。

(3)イランの国連制裁決議など中東湾岸諸国の政情不安等による燃油の高騰が続いており、漁船の操業コストに直接大きな影響を与えている。引き続き漁業経営セーフティネット事業に参画し、燃油価格補助等の支援策に取り組むと共に、その内容の一層の充実を政府や関係省庁へ要請し、その実現に努める。

(4)遠洋トロール漁船団の維持存続が非常に厳しい状況にある中で、水産庁の漁船漁業構造改革推進事業については、積極的に取り組み、漁業経営の改善を図る。また、国際競争力のある多種多様な事業が展開できるよう、必要不可欠な規制緩和等の要請については、会員や関係団体との連携と協力を密にし、関係省庁に対し積極的に働きかけ、その実現に努める。

(5)TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)・EPA(経済連携協定)・FTA(自由貿易協定)対策としては、非関税障壁(IQなど)や関税撤廃などの自由貿易の流れを加速させる各国の動向が懸念される。本年度も、我が国にとって水産業は、国民に安全・安心な動物性蛋白食料を供給する重要な産業であり、無秩序な自由貿易や性急な水産物自由化は、我が国漁船漁業が壊滅的打撃を受けて漁業生産の大幅な減少を招く恐れが極めて高く、食料の安全保障政策の崩壊をも意味するとの観点から、全国水産物輸入対策協議会(輸対協)の活動を通じて水産物自由

化の動向には十分注視し、迅速かつ適切に対応することとする。

(6) 従来の海外合弁事業や新規の海外合弁事業について、現地でのトロール事業がスムーズに実施できるよう、会員が必要とする IQ 枠を積極的に確保し、その拡大に努める。

(7) 漁船マルシッ制度のスムーズな推進に向けて、引き続き関係省庁・関係団体等との意志疎通を図る。また、会員各社と連絡を密にし、漁船マルシッ制度による漁船漁業の安定操業を図る。

(8) 漁船員の深刻な不足が予想されるため、新規就労者の確保に向けて水産関係団体や海事関係団体などと協力し、抜本的な対策を検討する。

(9) 引き続き、当協会が管理する漁業者割当 IQ 枠については、分担金を徴収し会の健全な運営を図る。

Ⅲ. その他

(1) 外国漁業政策・規則等の資料を入手し会員に配布する。

(2) 関係官庁及び関係団体等との緊密な連携と協調のもとに、トロール漁業発展のための諸問題の解決を図る。

(3) 会員相互の親睦を図り部会や委員会の活動を通じて本会事業の円滑な運営を図る。

(4) 必要に応じトロール漁業に関係する問題に積極的に関与し、遠洋漁業の必要性と重要性を引き続き広く一般に認識させると共に、国際競争力のあるトロール漁業の実現に努める。